	(い)	(ろ)	(は)
特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによる構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定	床面積の合計が千平方メートル以内の建築物	床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物	三百二十
	床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内の建築物	百九十
	床面積の合計が五万平方メートルを超える建築物		九十
特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（法第二十条第一項第二号イに規定する方法による構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定	床面積の合計が千平方メートル以内の建築物		二百四十
	床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物		百六十
	床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物		百三十
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内の建築物		九十
	床面積の合計が五万平方メートルを超える建築物		四十

2　前項の常勤換算方法とは、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定員（職員である者に限る。以下この項において同じ。）のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を常勤の構造計算適合性判定員が勤務する時間数で除することにより常勤の構造計算適合性判定員の数に換算する方法をいう。

（指定構造計算適合性判定機関の有する財産の評価額）

第三十一条の三の三　法第七十七条の三十五の四第三号の国土交通省令で定める額は、その者が構造計算適合性判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき国家賠償法による責任その他の民事上の責任（同法の規定により当該構造計算適合性判定に係る建築物について法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定を行う権限を有する都道府県知事が統括する都道府県が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。

一　千五百万円。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに定める額とする。

イ　床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物に係る構造計算適合性判定を行おうとする場合（ロに該当する場合を除く。）　五千万円

ロ　床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物に係る構造計算適合性判定を行おうとする場合　一億五千万円

二　その事業年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数と当該事業年度の前事業年度から起算して過去二十事業年度以内において行った構造計算適合性判定の件数の合計数を、次の表の(い)欄に掲げる建築物の別に応じて区分し、当該区分した件数にそれぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額を乗じて得た額を合計した額

(い)	(ろ)
床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物	百円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、二千平方メートル以内の建築物	三百円
床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内の建築物	千円
床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物	四千五百円

2　第十七条第二項から第四項までの規定は、法第七十七条の三十五の四第三号の財産の評価額について準用する。この場合において、第十七条第二項第二号中「確認検査」とあるのは、「構造計算適合性判定」と読み替えるものとする。

第三十一条の四中「若しくは住所又は構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地」を「又は住所」に、「指定構造計算適合性判定機関変更届出書を、都道府県知事」を「指定構造計算適合性判定機関名称等変更届出書を、その指定した国土交通大臣又は都道府県知事（以下この章において「国土交通大臣等」という。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定構造計算適合性判定機関の業務区域の変更に係る認可の申請）

第三十一条の四の二　指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の六第一項の規定により業務区域の増加又は減少に係る認可の申請をしようとするときは、別記第十号の三の二様式の指定構造計算適合性判定機関業務区域変更認可申請書に第三十一条の三第一号から第五号まで、第七号、第十号の二、第十号の三、第十三号、第十四号の二及び第十五号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣等に提出しなければならない。

第三十一条の五中「法第七十七条の三十五の六第一項の規定により、」を「第三十一条の三から第三十一条の三の三までの規定は、法第七十七条の三十五の七第一項の規定により」に、「は、第三十一条の三の規定を」を「について」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十一条の三の二第一項及び第三十一条の三の三第一項第二号中「その事業年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数」とあるのは、「指定の申請の日の属する事業年度の前事業年度において行った構造計算適合性判定の件数」と読み替えるものとする。

第三十一条の六を次のように改める。

（委任都道府県知事に対する指定構造計算適合性判定機関に係る名称等の変更の届出）

第三十一条の六　国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の八第二項の規定によりその名称又は住所を変更しようとするときは、別記第十号の三様式の指定構造計算適合性判定機関名称等変更届出書を委任都道府県知事に、構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第十号の三の三様式の指定構造計算適合性判定機関事務所所在地変更届出書を関係委任都道府県知事に、提出しなければならない。

2　都道府県知事の指定に係る指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の八第三項の規定により構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第十号の三の三様式の指定構造計算適合性判定機関事務所所在地変更届出書を、委任都道府県知事に提出しなければならない。

第三十一条の七中「第七十七条の三十五の七第三項」を「第七十七条の三十五の九第三項」に、「都道府県知事」を「国土交通大臣等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　指定構造計算適合性判定機関は、前項の規定による提出をしたときは、遅滞なく、その指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書の写しを、関係委任都道府県知事（その指定をした都道府県知事を除く。）に送付しなければならない。